

飯塚霊園 使用者募集案内

募集に関するお問い合わせは、飯塚市都市計画課(0948-22-5500 内線1553)までご連絡下さい。

※飯塚霊園へのお問い合わせはお控え下さい。

市営の飯塚霊園において、返還された墓地区画の利用者を募集します。

【申込み期間】

随時募集中

※申込状況によっては区画がすべて埋まっており、ご希望に添えない場合があります。

空き状況につきましては市ホームページまたは所管課までお問い合わせください。

【飯塚霊園の概要】

住 所：飯塚市庄司1594番地1

電 話：(0948)25-0598

開園時間：8時30分～17時(管理事務所10時～16時)※盆・彼岸の期間は24時間開放

飯塚霊園は飯塚市庄司に昭和54年に開設された市営の墓地です。

使用にあたっては、永代使用料及び永代管理料を納付していただき、市より使用許可を受け
たうえで、使用者が自ら碑石等(墓石等)の設置を行うものです。

なお、霊園内の共有部分(広場・園路・その他施設)については、市で管理を行いますが、
各区画内の維持管理については、使用者自ら行っていただきます。

【墓地の種類と永代使用料・永代管理料(例)】

番号	墓地の種類	区画面積	永代使用料・永代管理料
1	普通墓地	6㎡	市内居住者 (永代使用料) 330,000円 (永代管理料) 165,000円
2	規格墓地B		市外居住者 (永代使用料) 396,000円 (永代管理料) 165,000円
3	規格墓地A	5.04㎡	市内居住者 (永代使用料) 277,200円 (永代管理料) 138,600円 市外居住者 (永代使用料) 332,640円 (永代管理料) 138,600円
4	自由墓地	10㎡	市内居住者 (永代使用料) 550,000円 (永代管理料) 275,000円 市外居住者 (永代使用料) 660,000円 (永代管理料) 275,000円
		12㎡	市内居住者 (永代使用料) 660,000円 (永代管理料) 330,000円 市外居住者 (永代使用料) 792,000円 (永代管理料) 330,000円

- 募集している区画の面積によって、永代使用料・永代管理料が異なります。正確な金額につきましては別途お問い合わせください。
- 募集中の区画は新たに造成したものではなく、前使用者より返還されたもので、位置、面積及び形状などがそれぞれ異なります。
- 各区画の詳細は「募集区画の概要」及び「募集区画 位置図」でご確認ください。墓地の種類に応じて設置できる碑石等（墓石等）に制限があります。

【墓地の見学】

- 霊園内は自由に見学できますが、案内・説明等はできませんのでご了承ください。
- 現状での使用者募集となるため、申し込み前に必ず現地をご確認ください。
(募集区画は、新たに造成したものではなく、前使用者より返還されたものです。
募集前に点検・補修を行っております。)

【永代使用料及び永代管理料について】

- 永代使用料
墓地の使用許可時に納入していただく1回限りのものです。永代使用料は墓地区画の使用権を取得するための代金で、土地の所有権を取得するものではありません。
- 永代管理料
墓地の使用許可時に納入していただく1回限りのものです。使用者の方が共通で使う広場、園路、工作物、各種施設の清掃やその他の手入れにあてる経費です。
- ※ 各区画の永代使用料、永代管理料は「募集区画の概要」でご確認ください。
- ※ 碑石等（墓石等）の設置費用は使用者負担となり、上記費用には含まれません。
- ※ 上記費用は、墓地区画の永代使用及び共有部分の永代管理に係る費用であって、永代供養を行う費用ではありません。碑石等を管理（供養）していくことができなくなった場合や墓地区画が不要となった場合は、納骨されたご遺骨を改葬のうえ碑石等を撤去し、原状を回復した後、市へ返還していただくことになります。
- ※ 一度納付いただいた永代使用料及び永代管理料は、使用者が使用許可を受けた後墳墓及び碑石等の設置をしないで墓地を返還した場合（未使用の場合）を除き、原則還付しません。また、還付の際は使用許可後の経過年数に応じて還付額が異なります。

【応募資格】

- 下記のいずれかに該当する人
 - ・ 申込時点で3ヶ月以上継続して飯塚市に住所を有する（住民登録がある）人
 - ・ 申込時点で飯塚市に本籍を有する人
 - ・ 申込時点で飯塚市内に墳墓を有する人
- 同一世帯に飯塚霊園の使用許可をすでに受けている人がいる場合は、応募資格がありません。

【申込み方法及び使用者の決定方法】

- ①先着順でのお申込みとなります。
- ②申込み方法については（1）窓口での申込み（飯塚市役所本庁舎5階 都市計画課）と（2）電話での申込みの2通りです。

- ③窓口または電話でお名前、希望区画をお伝えください。これを申込みの意思表示とみなし、当該区画の仮予約を行います。
- ④仮予約を行った日から2週間（14日）以内に、窓口持参または郵送（必着）で必要書類等をご提出ください。なお、2週間以内に書類の提出が確認できない場合は申込みの意思がないものとみなし、仮予約の取消を行います。
- ⑤必要書類等の提出があり次第、応募資格の確認を行います。応募資格を満たす場合は、確認後に永代使用料及び永代管理料の納入通知を送付いたしますので、納付期限内にご納付下さい。なお、応募要件を満たさない場合や納付期限内に永代使用料及び永代管理料の納付がない場合は、仮予約の取消を行います。
- ⑥永代使用料及び永代管理料の納付が確認でき次第、飯塚霊園使用許可証を発行します。この時点で仮予約から希望区画の利用者として確定します。

【申込みの際の注意事項】

- 世帯の中で1名のみが申込み可能です。
- 使用権の譲渡、または転貸はできません。
- 申込書受付後の申込者の変更、その他記載事項の変更はできません。
- 使用許可の日から5年以内に碑石等を設置しない場合、許可を取り消すことがあります。
- その他下記の場合は、申込みが無効となります。
 - ・ 応募資格に該当しないとき
 - ・ 同一人が複数の申込みをしたとき
 - ・ 同一世帯で2名以上が申込みをしたとき
 - ・ 飯塚霊園の使用許可を受けている人または同一世帯の人が申込みをしたとき
 - ・ 必要な事項が記入されていない、または内容が明確でないとき
 - ・ その他偽って申込みをしたとき

【仮予約後に必要な書類等】

- (1) 飯塚霊園墓地使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 住民票（原本）
※本籍と続柄が記載された世帯全員分で3か月以内に交付されたもの
- (3) 返信用封筒（110円分の切手の貼り付けをお願いします）

【その他】

- (1) 次のいずれかに該当した場合には、使用許可を取り消すことがあります。
 - ・ 目的以外に使用した場合
 - ・ 使用権を譲渡、または転貸した場合
 - ・ 使用許可日から5年以内に墓碑等を設置しない場合
 - ・ その他、飯塚市霊園条例又は飯塚市霊園条例施行規則に違反した場合
- (2) 利用者の義務

市の管理の範囲は、霊園内周辺環境の美化保持のための管理であり、利用者が区画内に設置した碑石及び植栽等の管理責任は負いません。利用者は、他に危険を及ぼし、又は妨害にならないように注意してください。

【お問い合わせ先】

飯塚市役所 都市計画課 都市政策係 （本庁舎5階）

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号

電話（0948）22-5500 内線1553